

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月11日 02時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市飛島北方沖 飛島港法木北防波堤灯台から真方位334° 1,050m付近 (概位 北緯39° 12.8′ 東経139° 33.2′)
事故の概要	漁船第五海幸丸は、北西進中、暗礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五海幸丸、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-3588（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾船底部に破口、舵板及びプロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3 海象：うねり 波向北西、波高約2.0m、潮汐 ほぼ低潮時 月没時刻：10日23時52分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、はえ縄漁の目的で、飛島北東方沖を手動操舵により北西進中、船長が先航する僚船との距離を離そうと左転したところ、飛島北方沖の暗礁に乗り揚げた。 本船は、GPSプロッターを作動させていたが、船長が操舵室の外で目視による見張りを行いながら操船していた。
分析	本船は、飛島北東方沖を北西進中、船長が船位の確認を適切に行っていなかったことから、左転したところ、飛島北方沖の暗礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、飛島北東方沖を北西進中、船長が船位の確認を適切に行っていなかったため、左転したところ、飛島北方沖の暗礁に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、周囲の状況を確認して操船すること。